

入所利用料一覧表

平成 30年 4月 1日 改定

従来型個室

基本利用料(保険給付の1割負担/1日あたり)

| (一)介護保健施設サービス費 (i) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|--------------------|------------|---------|-------------|---------|---------|
| 〈従来型個室〉【基本型】 | 761 円 | 810 円 | 877 円 | 933 円 | 989 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 1,640 円 | | |
| 合 計 | 4,201 円 | 4,250 円 | 4,317 円 | 4,373 円 | 4,429 円 |

| (二)介護保健施設サービス費 (ii) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|---------------------|------------|---------|-------------|---------|---------|
| 〈従来型個室〉【在宅強化型】 | 806 円 | 883 円 | 951 円 | 1,012 円 | 1,072 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 1,640 円 | | |
| 合 計 | 4,246 円 | 4,323 円 | 4,391 円 | 4,452 円 | 4,512 円 |

多床室

基本利用料(保険給付の1割負担/1日あたり)

| (三)介護保健施設サービス費 (iii) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|----------------------|------------|---------|-----------|---------|---------|
| 〈多床室〉【基本型】 | 841 円 | 893 円 | 960 円 | 1,015 円 | 1,073 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 700 円 | | |
| 合 計 | 3,341 円 | 3,393 円 | 3,460 円 | 3,515 円 | 3,573 円 |

| (四)介護保健施設サービス費 (iv) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|---------------------|------------|---------|-----------|---------|---------|
| 〈多床室〉【在宅強化型】 | 892 円 | 973 円 | 1,040 円 | 1,101 円 | 1,161 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 700 円 | | |
| 合 計 | 3,392 円 | 3,473 円 | 3,540 円 | 3,601 円 | 3,661 円 |

ユニット型個室

基本利用料(保険給付の1割負担/1日あたり)

| (一)ユニット型介護保健施設サービス費 (i) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------------------------|------------|---------|-------------|---------|---------|
| 〈ユニット型個室〉【基本型】 | 847 円 | 896 円 | 964 円 | 1,022 円 | 1,077 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 1,970 円 | | |
| 合 計 | 4,617 円 | 4,666 円 | 4,734 円 | 4,792 円 | 4,847 円 |

| (二)ユニット型介護保健施設サービス費 (ii) | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|--------------------------|------------|---------|-------------|---------|---------|
| 〈ユニット型個室〉【在宅強化型】 | 896 円 | 977 円 | 1,045 円 | 1,106 円 | 1,166 円 |
| 食費・居住費 | 食費 1,800 円 | | 居住費 1,970 円 | | |
| 合 計 | 4,666 円 | 4,747 円 | 4,815 円 | 4,876 円 | 4,936 円 |

加算利用料(保険給付の1割負担分)

| 費 目 | 金 額 | 加 算 単 位 | 内 容 の 説 明 |
|-----------------------|--------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算 | 97/100 | 所定単位数の97%を算定 | 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。 |
| 入所定員の超過、または職員等の欠員減算 | 70/100 | 所定単位数の70%を算定 | 入所者の数が入所定員を超える場合。 医師、介護・看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員が指定基準を満たさない場合。 |

| | | | |
|-----------------------------|--------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ユニットリーダー配置等体制未整備減算(ユニット型のみ) | 97/100 | 所定単位数の 97%を算定 | ユニット施設において、日中についてはユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。常勤のユニットリーダーを配置すること。等の基準を満たさない場合。 |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 90/100 | 所定単位数の 90%を算定 | <p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急にやむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的の実施すること。 |

加算利用料(保険給付の1割負担分)

| 費目 | 金額 | 加算単位 | 内容の説明 | |
|-------------------------|----------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 夜勤職員配置加算 | 27円 | 1日あたり | 入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行なう介護職員・看護職員を2名を超えて配置した場合に加算されます。 | |
| 短期集中リハビリテーション実施加算 | 262円 | 1日あたり | 入所の日から3月以内の期間に週3日以上集中的にリハビリテーションを行なった場合に加算されます。 | |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 | 262円 | 1日あたり 週に3回まで、3月以内 | 入所の日から3月以内の期間に認知症の入所者に対し、集中的なリハビリテーションを行なった場合に加算されます。 | |
| 認知症ケア加算 | 83円 | 1日あたり | 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当し、認知症専門棟において認知症に対応したサービスを行なった場合に加算されます。 | |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 131円 | 1日あたり | 若年性認知症利用者を受け入れ利用者毎に個別の担当を定め、特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に加算されます。 | |
| 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 | (Ⅰ) | 37円 | 1日あたり | 在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、地域に貢献する活動を行っていること。 (ユニット型)介護保健施設サービス費(Ⅰ)の【基本型】を算定している場合に加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 51円 | 1日あたり | 在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であり、地域に貢献する活動を行っていること。 (ユニット型)介護保健施設サービス費(Ⅰ)の【在宅強化型】を算定している場合に加算されます。 |
| 外泊時費用 | 395円 | 1日あたり | 外泊時に初日及び最終日を除き基本利用料に代えて加算されます。 1月に6日を限度 | |
| 外泊時費用 | (在宅サービスを利用) | 872円 | 1日あたり | 入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が居宅サービスを提供した場合所定単位数に代えて加算されます。 1月に6日を限度(外泊時費用を算定している場合は併算できない) |
| ターミナルケア加算 | (1) 死亡日前4日～30日 | 175円 | 1日あたり | 以下のいずれにも適合している場合に加算されます。 ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・入所者又はその家族の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 ・医師、看護師、介護職員等が共同して入所者の状態又は、家族の求めに応じ、説明を行い同意を得ていること。 |
| | (2) 死亡日前2日～3日 | 894円 | 1日あたり | |
| | (3) 死亡日 | 1,799円 | 1日あたり | |
| 初期加算 | 33円 | 1日あたり | 入所から30日間に限り加算されます。 | |
| 再入所時栄養連携加算 | 436円 | 1回限り 再入所時 | 入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行なった場合に加算されます。 | |
| 入所前後訪問指導加算 | (Ⅰ) | 491円 | 入所中1回を限度 | 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 524円 | 入所中1回を限度 | (Ⅰ)に付して生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。 |
| 退所支援等加算 (1) 退所時等支援加算 | 試行的退所時指導加算 | 436円 | 1月に1回を限度 | 試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行なった場合に加算されます。 (最初の試行的な退所を行った月から、3月の間に限り算定可能) |
| | 退所時情報提供加算 | 545円 | 退所時1回限り | 退所後の主治医に診療情報を提供した場合に加算されます。 |
| | 退所前連携加算 | 545円 | 退所時1回限り | 指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の調整を行なった場合に加算されます。 |
| | (2) 訪問看護指示加算 | 327円 | 退所時1回限り | 退所後に入所者が選定する、訪問看護ステーションに対し医師が訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。 |
| 栄養マネジメント加算 | 16円 | 1日あたり | 管理栄養士を1名以上配置し各職種が共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合に加算されます。 | |
| 低栄養リスク改善加算 | 327円 | 1月あたり 6か月以内 | 低栄養リスクの高い入所者に対し、算定条件を満たして居る場合同意を得られた日の属する月から起算して6か月以内の期間に限り加算されます。 | |
| 経口移行加算 | 31円 | 1日あたり 180日以内 | 誤嚥が認められる入所者の方に対し経口移行計画を作成し、管理を行なう場合に加算されます。 ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。 | |
| 経口維持加算 | (Ⅰ) | 436円 | 1月あたり | 医師や歯科医師の指示に基づき多職種共同で経口維持計画を作成し栄養管理を行なった場合に加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 109円 | 1月あたり | 経口維持加算(Ⅰ)において行う会議等に、医師、歯科医師、又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて加算されます。 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 33円 | 1月あたり | 歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行ない、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成された場合に加算されます。 | |
| 口腔衛生管理加算 | 99円 | 1月あたり | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、また、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行っている場合に加算されます。(口腔衛生管理体制加算を算定している事) | |
| 療養食加算 | 7円 | 1回あたり 1日につき3回を限度 | 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に加算されます。 | |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算 | 137円 | 退所時1回限り | 基準イロハいずれの基準にも適合する入所者に対し、当該入所者に処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治医に報告し、内容を診療録に記録した場合退所時に加算されます。 | |
| 緊急時施設療養費 | 緊急時治療管理 | 557円 | 1月に1回限り 連続する3日間を限度 | 入所された方に救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合に加算されます。 |
| | 特定治療 | 医科診療報酬点数表に基づく点数 | | やむを得ない事情により行なわれる処置・手術・麻酔等治療を行なった場合に加算されます。 (全国一律 10円の単価で算定) |
| 所定疾患施設療養費 | (Ⅰ) | 257円 | 1月に1回限り 7日を限度 | ①診断、診断を行なった日、実施して投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載 ②翌年度以降において、当該施設の前年度における実施状況を公表している場合加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 518円 | 1月に1回限り 7日を限度 | ①診断及び診断に至った根拠、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載 ②公表している ③医師が感染症対策に関する研修を受講している場合に加算されます。 |
| 認知症専門ケア加算 | (Ⅰ) | 4円 | 1日あたり | 認知症日常生活自立度Ⅲ以上が入所者の1/2以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し職員間で留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に開催している場合に加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 5円 | 1日あたり | (Ⅰ)の要件を満たし、かつ、研修修了者を1名以上配置し介護・看護ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している場合に加算されます。 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 218円 | 1日あたり | 認知症の行動・心理症状が認められ緊急にサービスを行なった場合に加算されます。 (入所日から7日を限度) | |
| 認知症情報提供加算 | 382円 | 1回あたり | 認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介した場合に加算されます。 | |
| 地域連携診療計画情報提供加算 | 327円 | 1回限り | 地域連携診療計画加算を算定して保険医療機関を退院した入所者に対し診療計画に基づき治療を行ない、同意を得た上で、翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合に加算されます。 | |
| 褥瘡マネジメント加算 | 11円 | 1月あたり 3月に1回を限度 | ①入所者全員に対する要件、②「①」の評価の結果褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件を満たした場合に加算されます。 | |
| 排せつ支援加算 | 109円 | 1月につき | 排せつに介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排せつにかかる要介護状態を軽減できると医師(看護師)が判断し、原因等の分析、支援計画の作成、支援を行なった場合に加算されます。 | |
| サービス提供体制強化加算 | (Ⅰ) イ | 20円 | | (Ⅰ) イ 介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。 |
| | (Ⅰ) ロ | 13円 | 1日あたり (いずれかを算定) | (Ⅰ) ロ 介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。 |
| | (Ⅱ) | 7円 | | (Ⅱ) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上配置されている場合に加算されます。 |
| | (Ⅲ) | 7円 | | (Ⅲ) 勤続3年以上の者が30%以上配置されている場合に加算されます。 |
| 介護職員処遇改善加算 | (Ⅰ) | | | (Ⅰ) 所定単位数 × 3.9% |
| | (Ⅱ) | | | (Ⅱ) 所定単位数 × 2.9% |
| | (Ⅲ) | | | (Ⅲ) 所定単位数 × 1.6% |
| | (Ⅳ) | | | (Ⅳ) 処遇改善加算(Ⅲ)の 90/100 |
| | (Ⅴ) | | | (Ⅴ) 処遇改善加算(Ⅲ)の 80/100 |

※上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

| 費 目 | 金 額 | 加算単位 | 内 容 の 説 明 |
|----------|---------|-------|-----------------------------------|
| 日用品費Aセット | 320 円 | 1日あたり | おしぼり、タオル、シャンプー、リンスなど |
| 日用品費Bセット | 330 円 | 1日あたり | おしぼり、タオル、シャンプー、髭剃りなど |
| 電気代 | 20 円 | 1日あたり | お持ち込みの電気製品1点あたりにかかります |
| 教養娯楽費 | 112 円 | 1日あたり | 書道、手工芸など |
| 特別室料 | 6,264 円 | 1日あたり | 個室(税抜き 5,800円) |
| 理美容料 | 実費 | | 500円～5,000円 (別紙 理美容ご利用料表をご参照ください) |
| 私物の洗濯代 | 実費 | | 75円～1,040円 (別紙 私物洗濯ご利用料表をご参照ください) |
| その他 | 実費 | | 文書料、牛乳、インフルエンザワクチン接種料、行事参加費など |